公益財団法人 日本教育公務員弘済会　長野支部

介護見舞金交付規程

**（目　的）**

第１条　この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規程第３条の　２項（７）の規程に基づく、介護見舞金の交付に関し必要な事項を定める。

**（介護見舞金の交付対象者）**

第２条　介護見舞金の交付を受けることのできるものは、月掛金３,０００円以　上の教弘保険又はユース教弘１０口以上加入の長野県内の教弘会員で、申請日現在加入後1年以上経過し、任命権者の承認を得て当該年度内に家族の介護のために介護休暇（看護欠勤）を得たものとする。

**（介護見舞金の交付額）**

第３条　介護見舞金の交付額は、連続する休暇期間が、

・1ヶ月以上3ヶ月未満は、年１回１０,０００円

・3ヶ月以上は、年1回２０,０００円

**（介護見舞金交付の申請）**

第４条　交付希望者は当該年度中に、介護見舞金交付申請書に、学校長の証明を　うけて申請する。

**（補　足）**

　　この規程に定めるもののほか、介護見舞金交付に関し必要な事項は支部長が定める。